

国民諸階層の全般的状態悪化と小泉「改革」 —国民的対抗軸構築の課題との関連で—

藤吉 信博

I 国民諸階層の状態悪化の諸特徴

失業率と自殺率の上昇とその相関関係が3つの側面から注目されている。①自殺者数が3年前から3万件を超え史上最悪の状態となっている。②「経済・生活問題」を理由とする自殺の比重がきわめて高くなっている。③日本の自殺率（人口10万人あたりの自殺率）は長年17～20人前後で推移し、欧米諸国と比較すると中位に位置していたが、98年を境に一気に上昇し、「自殺大国」の様相を呈している。自殺者が急増する背景に、大企業の大量首切り・人減らし・リストラ「合理化」、高水準を続ける深刻な中小企業の倒産による高失業時代の雇用と生活の不安、ストレスが反映していることは間違いない。

小泉失政のもとで2001年7月の完全失業率はついに5%、完全失業者は330万人と戦後最悪となった。求職活動は中断しているものの「職があれば働きたい」という潜在失業者を含めた事実上の失業者は750万人で、失業率は10%を超える。失業の実態そのものがきわめて深刻である。失業期間が1年以上の失業者が対前年同月比で1万人も増え、83万人と過去最多を記録した（総務庁「平成13年2月労働力調査特別調査速報」、4月）。同調査は、「非労働力人口」の中に982万人が就業を希望していることを明らかにしている。この数は完全失業者の三倍以上にのぼる。以下にいくつかの具体例を見よう。

1 労働者

1) ホームレス：元建築会社営業部長

埼玉県の建築会社の営業部長タカシさん（58）は、入社以来35年間住宅改築の営業一筋で働き、この秋、会社の事業縮小にともない解雇された。

バブル絶頂期の年収は3,000万円を越えた。4年前から注文を取れなくなり、早朝から深夜まで訪問に歩いたが、昨年から年収はピークの半額以下の1,300万円になった。今年夏、会社は設計や施工部門のみに集中し、営業部門を廃止した。30人の営業部員は若手の社員を除いて、解雇された。以来、東京・新宿駅の西口の地下道路に寝泊りしている。午前4時には起き、炊き出しをもらう。退職金や貯金は北海道の生家のローン返済などにあてた。東京なら仕事が見つかると思い、借家を引き払い、経験が生かせる建築会社15社の面接を受けたが、年齢制限のため採用されず、営業部長の肩書きは使いにくいと敬遠された。新年には、何とか新しい仕事を見つけ、ホームレスから抜け出したいと考えている。（朝日新聞、2000年12月2日、勝井善明）

2) ハローワーク新宿：元書籍取次店勤務

田口晃さん（57）は、小さな書籍取次店を約2年前にリストラされた。政府の緊急雇用対策で始まった職業訓練制度でパソコンを3ヵ月間学んだ。「厳しいとはいっても、仕事はどこかに絶対あるはずだ」と考えていたが、「パソコンの技術はいまだに生かせない」。この間、家電製品を分解・洗浄して再生する仕事に8ヵ月間ついた。ここ2ヵ月間は無収入。「この年になると正社員の求人はない。パートだけだ」。パソコン端末で検索した3件の求人票の就労条件は、いずれも、週に4日、1日4、5時間就労で、時給800円～1,000円。1ヵ月10万円にならない。電話で応募すると「もう締め切った」とか、「あなたで35人目」などといわれる。「私は物事を前向きに考えるように努める人間ですが、ここから下を見つめて『飛び降りたら、楽になるだろうな』とつぶやいたという求職者の気持ちがわか

特集・小泉「構造改革」と国民生活

る気がする」といった。(しんぶん赤旗、2001年9月1日)

3) 売り食いで生活をつなぐ青年失業者

Eさん(30)は、大手自動車メーカーの子会社に就職し、自動車の内外装のデザインを担当したが、「子会社の制約」からくるストレスに耐えられず、自己都合退職した。「1ヵ月あれば再就職できる」と思っていたが現実には厳しい。「職安でデザイナーの仕事はない。希望条件にあった仕事があれば職安から電話がくることになっているが、まだ一度もない」。求人情報誌、インターネットを使っている。経験を活かせる仕事は「1ヵ月に1件程度しかない」が10社近く応募した。失業給付だけでは生活費できないので、貯金を取り崩している。生活に困って趣味で収集したCDやレコードをだいぶ売った。大きな買い物はしなくなったが、月1万円の車のローンが残っている。退職後も社会保険の拠出金を払っている。早く正社員の職に就きたい。(『労働運動』2000年8月号、「探せども探せども職はなし」、小澤薫)

4) 企業のグローバル戦略で翻弄される 青年労働者

従業員650人の製造業に外国から社長が送り込まれたと思ったら、いまは別の外国企業に買収され、情報機器分野だけがさらに別の会社に売却された。「人が余っている」との理由で二交代制が導入され、①午前6時45分～午後3時半②午後3時半～午後12時の交代勤務になった。「これでは長生きできない。会社は(発注元への)納期遅れと単価引き下げ、人減らしをいっぺんに『解決』しようとしている」と労働者のAさん(30)。「ぼくたちはどこへいくのか。このままここでやっていけるのだろうか。会社はどうなる…。不安のなか、転職する人も出ている。Aさんたちが「将来不安にたいするたたかい」として始めたのが「定年まで働く会」の結成。「辞めてなるものか」という意気込み――。職場に共感が広がっている。(しんぶん赤旗、2000年6月2日)

5) 娘が発熱しても迎えに行けぬ父親

「A子さんの具合が悪いので、すぐに迎えに来

ていただけますか」。仕事中の父親に電話をした。小学校二年生のA子は、両親がこの春に離婚し、父親と二人暮らしである。「今、忙しくて学校へは行けないので、とりあえず保健室で寝かせておいてください。三時になったら、家に帰って寝るように言ってください」。ぶっきらぼうな言葉が返ってきた。その後何度か電話をかけたが、父親が迎えにきたのは午後7時だった。さすがに恐縮し、すまなさそうに話し始めた。「先生の言うことはよくわかるし、私も娘のそばにいてやりたい。でもね、先生、やっと仕事に就けたんですよ。今、研修中だから、子供の病気がぐらいで早退していたら、また首になってしまうかもしれないんだ」「子供の病気がぐらいとは何だ」と言い返したくなかったが、思わずのみ込んだ。父親の苦悩が痛いほどわかったからである。(日本経済新聞、「職員室」166、D、2001年9月14日)

6) 心身障害者扶養共済年金を収入とみなし 身障者の生活保護費を減額

金沢在住の身体障害者手帳一級第一種の重度の障害者、高真司さん(49)は、母親が積立していた石川県心身障害者共済年金2万円を母親の死後88年1月から受け取った。社会福祉事務所は、これを収入とみなし、9月以降生活保護費を2万円減額した。高さんは生活保護費を減額したのは違法として、市社会福祉事務所長を相手取り、処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が9月11日、名古屋高裁金沢支部であり、裁判長は、共済年金を収入とみなすべきでないとした一審判決を支持、事務所側側の控訴を廃却した。裁判長は「共済年金は高さんの自立のため活用すべきもので、収入とする事務所側の主張には理由がない。収入とみなさないのは、共済年金制度の趣旨に沿う」と述べた。(しんぶん赤旗、2000年9月12日)

7) 川崎製鉄水島製鉄所掛長の過労死自殺

川崎製鉄水島製鉄所(岡山県倉敷市)の掛長(当時41)が自殺したのは長時間労働による、うつ病が原因として、遺族が同社(本社・神戸市)を相手取り、約1億2550万円の損害賠償を求めた訴訟の広島高裁岡山支部(前川鉄郎裁判長)

での控訴審で2日、和解が成立した。企業側が責任を認めて和解したのは、電通の社員（当時24）の過労死自殺をめぐる訴訟で、最高裁が3月、「企業には過労で社員が心身の健康を損なわないようにすべき義務がある」との判断を示し、東京高裁へ差し戻して6月に和解が成立したのに次いで2例目。渡辺さんは1991年1月に掛長に昇進して以来、所定労働時間の約2.3倍にのぼる長時間勤務が続いた。渡辺さんはうつ病になって同年6月に自殺。今年3月、労働保険審査会（東京）が渡辺さんの労災を認定し、広島高裁岡山支部が4月、和解を勧告した。「業務内容は質量ともに過重ではなかった」「うつ病・自殺の原因は業務とは関係ない」としていた川鉄側は、責任を認める内容の謝罪文を読み上げたうえで、同社幹部が滋美さんに直接、頭を下げ、全面的に責任を認めた。（朝日新聞、2000年10月2日）

2 中堅稲作農民の自殺

秋田県県北地方のAさん（46）の父親は繁殖牛を経営し、牛舎の改築も行ったが、採算は難しく、本人は認定農家として稲作の規模拡大を行い、大型機械を導入し、負債の返済が困難隣、見通しの立たないまま自殺に至った（「農民」、2001年10月1日）。

中小企業の事例は小谷論文参照のこと。

3 年金生活、介護保険で窮地

福島県内の兼営住宅でひっそり暮らす良枝さん（77）は、100円玉が残っていないかと財布の中を調べるのが習いになった。国民健康保険料を払うためだ。国保税は月平均が1,300円近い。月3万5000円に届かない年金頼みの暮らしには、重く感じられる。食費が2万円、家賃と光熱費が1万5000円、月3回病院にかかって1,600円。これだけでも赤字だ。昨年度の国税を半年遅れで納め終わった8月、追い討ちをかけるように、今年度の第1期分8,400円の督促状が来た。完納しないと滞納処分もある。そんな折、介護保険料の通知が届いた。最初のうちは月に約1000円。10月の年金から天引きされる。（朝日新聞、2000

年9月17日）。

紙数の関係で触れられないが、内閣機密費や外務省機密費横領事件、JCOの放射線被爆事件、雪印乳業中毒事件、三菱自動車のリコール隠し事件、裁判官や警官の売春事件、中学生教師の少女殺害事件など、道徳的退廃現象が次つぎに引き起こされている。この背景に、政治的にも経済的にもアメリカに従属し、大企業の利益を最優先する今日の日本資本主義の歪んだ蓄積様式があることを指摘しておきたい。

II 状態悪化に拍車かける小泉「改革」

自民党・公明党・保守党などの連立政権は、このような労働者・国民の状態悪化を解決する政策・施策を充実・推進するどころか、それと正反対の失業・雇用・生活不安、状態悪化を増大させ、国民に「激痛」を強いることによって、労働者に「替わりはいくらでもいるのだから低賃金・劣悪な労働条件のもとでも黙って働け」とおどし、新しい労働力流動化政策を推進している。小泉「改革」はそれに拍車をかけている。

新しい労働力流動化政策の特徴は、政府・財界が一体となって膨大な構造的失業者群をつくりだし、それを重石に、パート労働者、派遣労働者、契約労働者、在宅労働者など、より劣悪な労働条件を甘受して働くことを強要されている不安定労働者群と正規労働者群を競争させ、成果主義労務管理によって正規労働者群間の競争を激化させ、全体として労働条件・労働コストを切り下げたため、さまざまな法律・諸制度をつくってそれを促進しているところにある。

1 連続的なリストラ促進立法の強行

このことは、大企業が「グローバルな国際競争に勝ち抜くため」と称して強引に強行する未曾有の大量首切り・人減らし・リストラ「合理化」を後押しする労働法制改悪、いわゆる「リストラ促進法」などを、1998年から連続的に労働者・国民諸階層の強い反対にもかかわらず強引に成立させられてきているところに現れている。その主な法律を簡潔に見ておきたい。

第1は労働基準法の抜本改悪（1998年9月）

特集・小泉「構造改革」と国民生活

である。労働基準法は1947年4月制定以来30回改変されてきたが、今回の改悪は労働基準法の本質ともいえるべき労働時間制の原則を根底から崩壊させようとしたという意味で戦後最悪の抜本的改悪である。その中心点は、1日の労働時間は8時間という労働時間制の大原則を骨抜きにする変形労働時間制を導入し、サービス残業を野放しにする新裁量労働制を導入した。

第2は労働者派遣法の改悪（1999年6月）である。戦後労基法は戦前の口入れ稼業・人転がしを禁止した。その再来であるという労働者、国民の批判を受けたため、労働者派遣法は適用対象を専門的業種に「限定」していたが、その規制を緩和し原則自由にした。

第3は産業再生法の制定（1999年8月）である。この法律は企業の首切り・人減らし・リストラ「合理化」計画を国が税制面などで支援するもので、大企業が労働者を1人減らせれば100万円の税金をまけてもらえる制度である。

第4は会社分割法の制定（2000年4月）である。この法律は大企業が不採算部門の分割（アウトソーシング）を簡単に行なえるようにし、労働契約継承法とセットで、従来転籍する場合本人同意が義務づけられていたのを、本人の同意なしに行なえるようにした。

第5は雇用保険法の改悪（2000年4月）である。深刻な失業問題が社会問題化し、失業保険の充実・拡充が必要な時期に、定年退職者も含む60～65歳の離職者の保険給付期間を300日から180日に短縮するなど、給付日数を大幅に短縮した。しかも労働者には4,000億円の負担増となる保険料の引き上げを強行した。

第6は雇用対策法の改悪（2001年4月）である。雇用対策法は本来「完全雇用の達成」を目的にした法律であるが、同法に「円滑な再就職の促進」という考え方を導入し、法律の目的を棚上げしてしまった。

2 小泉不況で大倒産・大失業時代へ突入

これらの悪政に加えて小泉内閣は、さらに労働者にたいする冷酷な政策を強行しようとしている。

第1は小泉首相が「改革の第一の柱」にかかげている「不良債権の最終処理」である。民間のシンクタンクは「不良債権の最終処理」によって、20万～30万社の中小企業が倒産を余儀なくされ、新たに100万人～130万人の失業者が国家の政策によってつくりだされると試算している。

内閣府の「不良債権の処理措置の影響について」と題する報告（2001年6月）は、大手銀行の不良債権処理だけで最大60万2000人の「離職者」が出るとしている。これに、地方銀行の不良債権処理を加えれば100万人以上の失業者が出ることは明らかで、民間シンクタンクの試算とほぼ合致する。日本共産党の志位委員長は、小泉内閣の「不良債権の最終処理」を国家が中小企業の「頭を押さえつけて水の中沈めて」倒産させる政策であると痛烈に批判したが、正にその通りである。

小泉首相は「構造改革」で大量失業者が出るのは「しかたがない」という立場である。経済学者を自任する竹中経済財政相は、口を開けば「市場経済の中で計画経済のように失業者の受け皿を用意することはできない」などといっているが、これはまったくの彼の無知ぶりをさらけ出したものである。「アメリカンメインストリーム」の政策だけが正しいとみなす竹中氏には、欧州で当たり前になっている政策（解雇規制の強化と失業・生活保障の拡充、労働時間短縮による雇用創出、年金制度の拡充など）は目に入らないのである。

3 「解雇自由法」

第2は「解雇の自由」法制化の動きである。小泉首相は、①解雇ルールを明確にする、②2年、3年の期限付き雇用の対象を拡大する、を柱に厚生労働省に「解雇ルール」の法制化に向けた作業を指示した。小泉首相は厚生労働省の事務次官ら幹部に「期間を定めた短期雇用や解雇をしやすくすれば、企業はもっと人を雇うことができる」と強調している。これは日経連が1995年に発表した「新時代の日本的経営」の主張を新たな法律で推進し、労働者・国民が長年の裁判闘争などで判例として確立させてきた「整

理解雇の四要件」を葬り去ろうとしていることは明らかである。

第3は年金改悪である。小泉内閣は年金「給付の在り方の見直しを含めた給付水準の抑制を中心に」制度を見直す必要があると強調している(6月、財政構造改革部会中間報告)。「給付水準の抑制」とは、労働者が退職後に受け取る年金額を減らすということである。2000年の「年金改定」(年金財政の再計算)では、厚生年金の支給開始年齢を60歳から5年も遅らせ65歳に引き上げるなど、すべての世代にわたって大幅な給付削減を強行したばかりである。またしても給付削減と負担増を検討するというのである。また、物価上昇に合わせて公的年金の支給額を引き上げる「物価スライド」を「見直す」として、物価の下落に応じた年金の引き下げを検討している。

小泉内閣の「骨太方針」は、このように現役労働者はもとより、失業者、年金生活者、中小企業化など、国民諸階層に対して、生きている間は搾取・収奪するという冷酷な政策といわねなければならない。

Ⅲ 国民共同の要求課題

このような冷酷な小泉「骨太方針」と対決し、労働者・国民生活を改善するためには、以下のような観点からの国民共同の大運動を政治の民主的転換のたたかいと結合して強化することが求められているように思われる。

1 憲法制定時の25条・27条を土台に

第1の柱は、憲法に明記された国民の生存権・生活権・労働権確立を、国民共同の運動・政策課題の中心に位置づけることである。憲法第27条第1項は、国民に等しく「勤労の権利」を国家の責任として保障している。この意義を末川博氏は、「いやしくも勤労の権利という以上は、労働をしようとしても現実に労働をする職場を見出すことができぬものがある場合には、対価を得て労働をすることのできる機会を与えるのが国家の責任であって、もしそれを与えることができぬならば、そのものの生活について必要な

費用を支弁するというのでなければならぬ」と強調されている(末川博編『労働法規全書』、1947年7月、一灯書房刊)。

憲法の公布は1946年11月であり、施行は47年5月である。当時は敗戦により膨大な失業者群が発生していた。厚生省は、軍事生産停止による失業者群に加え、国内外の軍人・軍属、復員民間人を含め1,324万人の失業者の発生を想定していた。こうした深刻な失業情勢のもとで、国民に等しく「勤労の権利」を国家が保障することは不可能とする議論もたたかいつつ、憲法は第27条に「勤労の権利」をすべての国民に保障することが国家の義務であると明記したのである。

憲法第27条は3つの責任と義務を国家に課している。第1は憲法第25条を前提とする「勤労の権利」権保障である。第2は職業紹介であり、第3は失業者救済である。国家が国民に「勤労の権利」を保障できない場合には、失業者に「対価を得て労働をする機会を与えるのが国家の責任」であり、「職業紹介」の義務を果たすことができない場合には、国家が失業者の「生活について必要な費用を支弁」しなければならない。

憲法第25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living)概念を労働者、国民諸階層の要求内容との関わりで、今日的 content として具体化することがきわめて重要な課題となっている。

2 公的就労事業の原点の今日的重要性

第2の柱は失業・雇用問題である。1960年代以降の歴代自民党・政府は「失業者問題は解決した」として長期にわたって失対事業を消滅させた。いま、失対事業を消滅させた自民党政府の理由が、改めて問い直されなければならない。この点を明確にするために、「完全失業率」の歴史的变化と自民党政府の失業対策(労働力政策)の歴史的变化を概括しよう。

わが国の「完全失業率」の歴史的变化は、①1953年から59年の6年間、53年と57年の1.9%を例外として2%台であった。②「高度成長期」を通じて、60年から75年の15年間は1%台に低下

特集・小泉「構造改革」と国民生活

し、③「オイルショック」を契機に、76年から94年の18年間は2%台で推移する。④「バブル崩壊」後、95年から97年の2年間は3%台に上昇し、⑤長期不況を反映し、98年から4%台に突入し、⑥小泉内閣の成立後、2001年7月から5%台へと急上昇し、失業問題は新たな局面に突入している。

失業率の歴史的変化の特徴と政府の失業・労働力政策の歴史的変化を重ね合わせて見ると、政府の失業政策の矛盾と破綻が鮮明になる。政府が失業対策を開始するのは1947年である（同年5月に制定された「緊急失業対策法」に基づき失業対策事業が発足する）。政府は失業対策事業を実施する理由として「現存する労働力の需要を大きく超えて全産業的に大量に発生し、長期化する失業に対応するものとして、国が政策的に雇用機会を創出し、そこに失業者を一時的に就労させ、その労働収入によって再就職までの生活の安定を図ろうとする」ことをあげた。

政府は62年（完全失業率1.3%）、福永労働大臣（当時）構想で「高度成長」を反映した失業率の低下を宣伝し、「失業者問題は解決した」として失対事業の見直し方向を打ち出し、63年（同1.3%）に緊急失業対策法を改悪する。70年（同1.1%）の「失業対策問題調査研究会中間報告」は、「高度成長に伴い労働力需給は次第にひっ迫し、労働力不足が本格化しつつある」として、71年（同1.2%）、「積極的労働力政策」に基づき失業保険を雇用保険に改悪した。

政府は、70年報告後5年ごとに見直しを行い「失対研究報告」を出した。80年（同2.0%）を除けば、85年（同2.6%）、94年（同2.9%）といずれも失業率は失対事業打ち切りを決定した水準を上回っている。しかし、政府は失業者59万人、失業率1.1%という70年の認識を踏襲し続け、政府が強調する「失業なき労働移動」下の失業実態と政府認識の乖離はますます増幅し、政府の失業認識と現実との矛盾は限界点を越えている。

小泉内閣も、大量失業者の出現が社会問題している事実を否定することはできないため、「セーフティーネット」の確立やITやサービス部門を中心に530万人の雇用創出などを強調して見

せるが、その本質は「絵に描いた餅」でしかない。小泉首相が常日頃からいうように「不良債権最終処理」による大量失業は日本経済復興上「しかたがない」ものであり、「産みの苦しみ」に過ぎないというきわめて冷酷な政策を変えさせなければならない。

これらのことに関連して、『OECD対日労働報告書』（労働省訳・編、1972年11月）の重大な指摘が想起されなければならない。OECD『報告書』は、日本政府が「失業者問題は解決した」という認識のもとで、失業保険の改悪、失業対策事業廃止の方向を決定づけた、まさにその時期に出されているのである。

『報告書』は、日本政府が年率10%成長を前提としているため、失業問題に対して「根強い楽観主義」「自己満足」に陥っていると痛烈に批判する。「日本と他のOECD諸国との最も大きなちがいは、日本は、深刻な結果を生じる景気変動上の困難を予期していないことである。」「日本人は、西欧諸国において異常に心配されているもの、すなわち、拡大期の終わりに続いて起こる面倒な失業を伴った景気後退については、遠い国のできごとのように考えている。」「委員会はまた、労働力政策実施のための必要な手段は、その必要性が明らかになったその時に一夜漬けでつくりうるものではなく、そのような手段の整備は、その必要性がすぐには明らかでない時にしておくべきものであるということを確認したい。」

このOECDの日本政府批判は千金の重みをもっている。現在、戦後の混乱期という条件を除けば、1947年、政府が「緊急失業対策法」に基づき失業対策事業を起こした時点にも匹敵する大失業時代に、「平時」にもかかわらず突入しているのである。その最大の原因はOECD『報告書』が指摘する通り、「西欧諸国において異常に心配されている拡大期の終わりに続いて起こる面倒な失業を伴った景気後退について、遠い国のできごとのように考えている」日本政府の失業問題軽視の驚くべき異常さにある。

小泉内閣の異常で冷酷な失業・雇用政策を変えさせるためには、日本共産党が9月10日、「大規模なリストラに反対し雇用を守る国民的たた

かいを」呼びかけているように、国民的大運動が必要である。「リストラ攻撃には、何の道理も、根拠もない」ことを明らかにし、「リストラ反対」「雇用を守れ」「失業者の生活を保障せよ」と、職場・地域から切実な声をあげている労働者要求を全国規模に結集する政治的呼びかけとして時宜を得たものといわなければならない。

3 全労連の緊急雇用対策

連合総研が6月5日に発表した調査は、3人に一人が自分または家族、友人・知人でこの1年間に倒産や人員整理、解雇、失業の経験をした人が「いる」と回答し、4人に一人が、今後1年間に自分自身が失業する不安を感じている。また、7割以上の労働者が失業後の就職不安、賃金・労働条件・生活水準の低下に対する不安を持っていることが分かる。労働組合はこうした労働者の雇用・失業問題に関する要求を実現させるべきである。その際、9月21日に全労連が政府に提出した「緊急雇用対策に関する要請書」を重視する必要がある。それは以下のである。

「1、これ以上の失業者を生み出さないために」では、「①『産業再生法』『会社分割法』の制定などに見られる、これまでのリストラ支援をやめ雇用確保重視への姿勢に転換すること。そのために、発表されている大企業のリストラ・人減らし計画のとりやめを指導すること。②労働時間の短縮で雇用を拡大すること。『所定外労働削減要綱』(81年8月1日)と厚生労働省『通達』(2001年4月6日)に沿って長時間の所定外労働や法律違反の『ただ働き・サービス残業』の是正、年次有給休暇の取得促進など企業に指導すること。中小企業の週40時間労働の実現や新たに雇用拡大する事業主へ援助すること。(この項は、『2、新たな雇用創出に向けて』と共有する)。③『不良債権処理』を理由に、中小企業を経営困難に追い込むような『融資打ち切り』や『貸し剥がし』がおこなわれないよう、金融庁「検査マニュアル」の地域金融機関への画一的適応を取りやめるとともに金融機関への指導を徹底すること。④最高裁判例の『整理解雇の

四要件』をふまえた解雇規制、合併・分割・営業譲渡など企業組織の再編を理由とする解雇や労働条件の不利益変更を行なわないよう企業に指導を強めること。有期雇用契約の対象労働者拡大(5年契約期間)、派遣法・職安法など、さらなる労働法制の『規制緩和』を行なわないこと。パートなど短時間労働者の均等待遇を保証すること。」など4項目を要求している。

2、「新たな雇用創出にむけて」では、「①国の基準に照らしても不足し、日経連なども主張している介護従事者、看護婦、教員、保育士、消防職員などの増員、特別養護老人ホームをはじめとする福祉や教育施設の増改築、安全・防災対策、市街地や公共施設のバリアフリー促進、環境整備など公務・公共部門を中心にして167万人の雇用を創出すること。②長期失業者の増大の下で実施してきた『緊急地域雇用特別交付金』制度を生かし、2002年以降について地方自治体への豊富金の増額、雇用期間の延長、対象業務の拡大などによる『常用雇用に至る間』の就労事業を行なうこと。」など2項目を要求している。

「3、失業者の生活保障と就労確保をはかるために」では、「①全国延長給付の基準を緩和し(雇用保険法第27条適用)、雇用保険給付期間を当面300日間延長すること。②失業期間中は税や社会保険料、教育費の免除、公的機関の信用保証による住宅ローンの繰り延べ措置をおこなうこと。③希望するすべての休職者を対象にする職業訓練機会の充実をはかるとともに、受給資格を持たない学卒未就業者・自営業廃業者にも職業訓練期間中の教育訓練給付金を支給すること。④中高年齢層の再就職を促進するために『雇用対策方針』の『年齢制限』を縮小・廃止すること。」など4項目を要求している。

これらの要求を実現していく運動は、大企業が強行する生産拠点の海外移転・産業「空洞化」、地域経済の衰退を防止するなど、大企業の民主的規制、企業の社会的責任を果たさせる国民的共同の要になる課題である。この課題は国政の民主的転換を実現する運動と結合してこそ国民的共同の威力を真に発揮することができるであろう。

(ふじよし のぶひろ・理事)